

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令案

○災害を防止し又は軽減するため住宅部分を有する建築物を除却する必要がある場合とは、次に掲げる場合とする。【独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号。以下「機構法」という。)第2条第4項関係】

- ①建築基準法(昭和25年法律第201号)第10条第1項又は第3項の規定による除却の勧告又は命令を受けた場合
- ②地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第24条第4項の規定により関連事業計画の内容が公表された場合
- ③密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第13条第1項の規定による除却の勧告を受けた場合
- ④土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第25条第1項の規定による除却の勧告を受けた場合
- ⑤その他主務省令で定める場合

○災害を防止し又は軽減するため住宅部分を有する建築物を移転する必要がある場合とは、次に掲げる場合とする。【機構法第2条第5項関係】

- ①建築基準法第10条第1項又は第3項の規定による移転の勧告又は命令を受けた場合
- ②地すべり等防止法第24条第4項の規定により関連事業計画の内容が公表された場合
- ③土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項の規定による移転の勧告を受けた場合
- ④その他主務省令で定める場合

○災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物の敷地について擁壁の設置等の工事を行う必要がある場合とは、次に掲げる場合とする。【機構法第2条第6項関係】

- ①建築基準法第10条第1項又は第3項の規定による勧告又は命令を受けた場合
- ②宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第16条第2項、第17条第1項若しくは第2項、第21条第2項又は第22条第1項若しくは第2項の規定による勧告又は命令を受けた場合
- ③急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第9条第3項又は第10条第1項若しくは第2項の規定による勧告又は命令を受けた場合

○合理的土地利用建築物とは、次のいずれかに該当する建築物であつて、容積率が主務省令で定める数値以上であるものとする。【機構法第2条第7項関係】

- ①耐火建築物であつて、敷地面積が500平方メートル以上であり、かつ、その敷地内に主務省令で定める規模の空地を有するもの
- ②土地の利用が細分されていることその他の事由により土地の利用状況が不健全な市街地の区域において、現に存する建築物が除却されるとともに、当該建築物の存していた土地及びその土地に隣接する土地を一の敷地として新たに建設される耐火建築物
- ③マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)第2条第1項第7号に規定する施行再建マンション(耐火建築物であるものに限る。)で敷地面積が300平方メートル以上であるものその他①及び②に掲げる建築物に準ずるものとして主務省令で定める建築物

○住宅の建設又は購入等に付随する行為とは、土地又は借地権の取得とする。【機構法第13条第1項第1号及び第6号から第9号関係】

○災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に付随する行為とは、次に掲げる行為とする。【機構法第13条第1項第5号関係】

- ①災害復興建築物の建設に付随する土地若しくは借地権の取得又は堆積土砂の排除その他の宅地の整備
- ②災害復興建築物の購入に付随する土地又は借地権の取得
- ③被災建築物の補修に付随する当該被災建築物の移転又は堆積土砂の排除その他の宅地の整備

○業務の実施に当たつての配慮事項は、次に掲げる住宅の建設等が促進されることとする。【機構法第14条第2項関係】

- ①高齢者等が円滑に利用できるために必要な構造及び設備を備えた住宅
- ②エネルギーの使用の合理化に資するために必要な措置が講じられた住宅
- ③耐震性を有する住宅 等

○独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)が、業務を委託できる範囲を次のように定める。【機構法第16条第1項関係】

- ①主務省令で定める金融機関
 - (1)譲り受けた貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務
 - (2)住宅融資保険法(昭和30年法律第63号)第3条に規定する保険関係が成立した貸付けについて商法(明治32年法律第48号)第662条第1項の規定によ

り取得した貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務

(3) 機構法第13条第1項第5号から第9号まで及び第2項第1号から第3号までの業務(貸付けの決定及び③に定める業務を除く。)

(4) 機構法第13条第1項第10号の業務(同号に規定する生命保険又は生命共済に係る契約の締結を除く。)

② 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第3項に規定する債権回収会社

①の(1)及び(2)の業務並びに(3)の業務のうち貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務

③ 地方公共団体その他政令で定める法人

(1) 工事の審査

(2) 建築物又は建築物の部分の規模、規格その他の事項についての審査

○ 機構法第16条第1項第3号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。【機構法第16条第1項第3号関係】

① 建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関である法人

② 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関である法人

○ 毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法、積立金の処分に係る承認の手続、国庫納付金の納付の手続、国庫納付金の納付期限及び国庫納付金の帰属する会計に関して定めるとともに、毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続における読替え規定を定める。【機構法第18条第5項及び第7項関係】

○ 住宅金融支援機構債券の種別、発行の方法、申込み、割当て、住宅金融支援機構債券原簿、発行の認可等に関する事項を定める。【機構法第19条第2項及び第9項関係】

○ 主務大臣の権限のうち、内閣総理大臣に委任できる権限は、機構の業務に係る損失の危険の管理に係るものとする。【機構法第27条第1項関係】

○ 主務大臣の権限のうち、金融庁長官に委任された権限を財務局長等に委任できる旨等を定める。【機構法第27条第4項関係】

○ 機構の成立の際、国が承継する資産を、主務大臣が財務大臣と協議して定める資産とする。【機構法附則第3条第3項関係】

- 機構が住宅金融公庫から承継する資産に係る評価委員は、財務省の職員、国土交通省の職員、機構の役員、学識経験者につき主務大臣が任命することとするほか、議決方法等に関する事項を定める。【機構法附則第3条第9項関係】
- 住宅金融公庫及び財団法人公庫住宅融資保証協会（以下「保証協会」という。）が解散した場合における解散の登記の嘱託に関する事項を定める。【機構法附則第3条第10項及び附則第6条第4項関係】
- 独立行政法人雇用・能力開発機構による委託に基づき、機構が当分の間行う管理及び回収の業務の対象となる債権を、労働者住宅の設置又は整備に要する資金の貸付に係る債権とする。【機構法附則第7条第1項第6号関係】
- 既往債権管理勘定における積立金の処分に係る承認の手続、国庫納付金の納付の手続、国庫納付金の納付期限、国庫納付金の帰属する会計、中期目標期間の最後の事業年度の積立金の処分に係る承認の手続、中期目標期間の最後の事業年度の国庫納付金の納付の手続及び廃止する場合において国庫に納付すべき金額に関する事項を定める。【機構法附則第7条第12項及び第15項関係】
- 住宅金融公庫法施行令を廃止する。【機構法附則第21条関係】